

## 所沢市体育協会慶弔内規

### (目的)

第1条 この内規は、本会理事会以上・加盟団体長・その他本会関係者の見舞・弔慰に際し、慶弔の意を表すため会の名をもって慶弔することを目的とする。

### (種類及び基準)

第2条 慶弔については次の各号に該当するものについておこなう。

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| (1) 2週間以上の入院、もしくはこれに準ずる疾病 | 見舞金 5,000円 |
| (2) 理事以上・加盟団体長の死亡         | 花環         |
| (3) 本会関係者死亡               | 弔電または花環    |

注：本会関係者の弔慰に際しては会長が決定する。

注：本会理事以上加盟団体長とは現職をいう。

### (報告)

第3条 慶弔の支出については、事後常任理事会に報告するものとする。

### 附 則

この内規は昭和60年1月26日から施行する。